

○猪名川町地域公共交通会議設置要綱

平成 22 年 3 月 26 日

要綱第 15 号

改正 平成 23 年 3 月 25 日要綱第 16 号

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、猪名川町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合運送の態様並びに運賃及び料金に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 交通会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部の職員
- (4) 兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所の職員
- (5) 兵庫県川西警察署の職員
- (6) 町の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代

理する。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 委員の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、交通会議の議決があったものとみなす。

6 交通会議は、原則として公開とする。

7 交通会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 交通会議は、交通会議の運営に当たって必要な事項を処理する場合、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を交通会議に報告する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

7 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、企画部企画財政課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以降、最初に開かれる交通会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成23年3月25日要綱第16号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。